

入札・契約情報

工事名	岐阜県水産研究所 非常用照明器具取替修繕工事
工事場所	岐阜県水産研究所
契約相手	酒井電気工事株式会社
契約相手方住所	岐阜市若福町9-10
工期(自)	令和4年12月2日
工期(至)	令和5年3月17日
契約金額(税込)	¥3,300,000
概要	既存の非常用照明器具をLED照明器具に取替修繕工事を行う。
適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、一者見積りによる随意契約とした。

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及び特殊性 現在設置されている水産研究所（本所）の非常灯を撤去し、LED 非常照明器具への取替修繕を行う。施工場所には希少魚飼育室及び温水魚飼育室も含まれ、飼育水槽上に仮設足場を設置して施工する高所での取替作業が含まれる。</p> <p>2 特定の者以外が供給することができないことの説明 本修繕作業は、飼育魚水槽上で行う高所作業を含むため、取替作業中の廃棄物等が飼育魚水槽内に落下することを防ぐため、水槽の養生が不可欠となる。 当研究所で飼育している魚は生育環境の変化の影響を非常に受けやすいため、養生による水槽内の明暗、水温の変化による飼育魚への影響を最小限に留める必要がある。 酒井電気工事株式会社は当研究所設立時の電気工事施工業者であり、高所改修の実績もあり、現場状況を十分把握し、安全で迅速な施工ができる最適な施工業者である。</p>

備考 この様式により難しいとき、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。